

水銀を含む廃棄物



詳しくは松山市HP
「水銀を含む廃棄物」



- 水銀電池、蛍光灯、水銀体温計などの水銀が使用されている製品を廃棄するときは、「水銀使用製品産業廃棄物」の許可業者に処理を委託してください。また、特定の施設から排出される廃水銀などは特別管理産業廃棄物処理業者に委託してください。

	水銀使用製品産業廃棄物 ※水銀電池、蛍光灯、水銀体温計など	廃水銀等（特別管理産業廃棄物） ※特定の施設から排出される廃水銀等
保管・ 収集運搬	<ul style="list-style-type: none"> ほかのものと混合するおそれのないように仕切りを設けるなどの措置をとる。 保管場所の掲示板上に「水銀使用製品産業廃棄物」と明記する。 破損したり、ほかのものと混合したりするおそれのないよう区分して収集運搬する。 	<ul style="list-style-type: none"> 飛散、流出または揮発の防止のための措置をとる。 高温にさらされないための措置をとる。 腐食防止のための措置をとる。 密閉でき、収納しやすく、破損しにくい運搬容器で収集運搬する。
処理の 委託	<ul style="list-style-type: none"> 「水銀使用製品産業廃棄物」の許可を受けた業者（体温計など水銀回収が義務付けられているものは、水銀回収可能な業者）に委託する。 委託契約書とマニフェストに「水銀使用製品産業廃棄物」と明記する。 	<ul style="list-style-type: none"> 特別管理産業廃棄物の「廃水銀等」の許可を受けた業者に委託する。 委託業者に対し、あらかじめ種類、数量、荷姿、取扱いに際し注意すべき事項を文書で通知する。 委託契約書とマニフェストに「廃水銀等」と明記する。

医療機関等から出る廃棄物

詳しくは松山市HP
「医療系廃棄物」



- 医療機関等から出る廃棄物には、医療行為等に伴って発生する「感染性廃棄物」や「非感染性廃棄物」のほか、その他の事業活動で発生するごみがあります。
- 「感染性廃棄物」は特別管理一般廃棄物または特別管理産業廃棄物に当たるため、ほかのごみと区別して排出し、密閉できる堅牢な容器に収納し、バイオハザードマークなどで「感染性廃棄物」であることを表示するなど、取扱いに十分注意する必要があります。

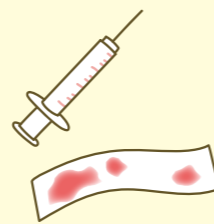


バイオハザードマーク

関係者が感染性廃棄物であることを識別できるように容器につけるマーク

感染性廃棄物とは？

- ・医療機関等から出る廃棄物のうち、人が感染し、もしくは感染するおそれのある病原体が含まれ、もしくは付着しているもの、またはこれらのおそれのあるものを感染性廃棄物といいます。
- ・血液等の付着の程度や廃棄物の形状、性状の違いにより、専門知識を有する者（医師、歯科医師および獣医師）によって感染のおそれがあると判断される場合は、感染性廃棄物として処理しなければなりません。また、非感染性のごみであっても、鋭利なものは感染性廃棄物と同等の取扱いをする必要があります。



ごみの展開検査

- 松山市の南・西クリーンセンター、横谷・大西谷埋立センター、中島リサイクルセンターでは、金属・プラスチックなどの産業廃棄物やリサイクルできる紙類などの搬入を防止し、事業ごみの適正処理とリサイクルを促すため、持ち込まれたごみを開封し、内容物を確認する展開検査を行っています。



- 不適切な搬入が発見された場合、ごみの排出事業者等に指導や警告を行うことがあります。適正に分別して排出をお願いします。



アスベストを含む廃棄物



- アスベスト(石綿)は、その粉じんを吸入することで、健康被害を引き起こすおそれがあります。
- 下表のとおり「石綿含有産業廃棄物」または「廃石綿等」(特別管理産業廃棄物)の許可業者に処理を委託してください。

	石綿含有産業廃棄物 (石綿含有率0.1%超のスレート瓦など)	廃石綿等（特別管理産業廃棄物） (吹付け石綿など飛散性の高いもの)
保管・ 収集運搬	<ul style="list-style-type: none"> 重さで破損しないよう整然と積み上げる。 飛散しないようシート掛けする、または梱包するなど飛散防止の措置をとる。 ほかのものと混合するおそれのないように仕切りを設けるなどの措置をとる。 保管場所の掲示板上に「石綿含有産業廃棄物」と明記する。 	<ul style="list-style-type: none"> 湿潤化するなどした上で、プラスチック袋等で二重に梱包するなど飛散防止措置をとる。 プラスチック袋等に廃石綿等である旨と注意事項を表示する。 ほかのものと混合するおそれのないように仕切りを設けるなどの措置をとる。 保管場所の掲示板上に「廃石綿等」と明記する。
処理の 委託	<ul style="list-style-type: none"> 「石綿含有産業廃棄物」の許可を受けた業者に委託する。 委託契約書とマニフェストに「石綿含有産業廃棄物」と明記する。 	<ul style="list-style-type: none"> 特別管理産業廃棄物の「廃石綿等」の許可を受けた業者に委託する。 委託業者に対し、あらかじめ種類、数量、荷姿、取扱いに際し注意すべき事項を文書で通知する。 委託契約書とマニフェストに「廃石綿等」と明記する。

建築物や工作物の解体工事等では、建設リサイクル法や大気汚染防止法などでアスベストに関する事前調査や事前措置等が義務付けられています。➡



松山市HP
「アスベスト対策」

建設工事に伴う廃棄物



詳しくは松山市HP
「建設廃棄物」



- 建築物や工作物の全部または一部の新築、改築、解体など、土木建築に関する工事で生じるごみ(以下「建設廃棄物」という。)には、以下のようなルールがあります。

元請業者が 排出事業者	建設廃棄物は、 元請業者が排出事業者としての責任を負います。 また、 受託事業者が廃棄物の収集運搬や処分を行う場合は、原則、廃棄物処理業の許可が必要です。
解体前の 残置物	家具や家電などの残置物は、建築物の所有者等に処理責任があります。 残置物は、建築物の所有者が一般廃棄物または産業廃棄物として処理する必要があります。
建設 リサイクル法	一定規模以上の建設工事では、木材、コンクリート、アスファルト等の特定の資材について、現場での分別解体や再資源化の義務があり、工事着手日の7日前までに松山市建築指導課へ届出が必要です。
事業場外 保管届出	建設工事に伴って生じた産業廃棄物や特別管理産業廃棄物を、工事現場以外の場所(面積300㎡以上)で元請業者が自ら保管する場合、事前に松山市廃棄物対策課へ届出が必要です。

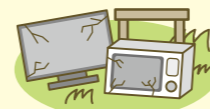
松山市HP
「建設リサイクル法に
基づく分別解体等に
関する事務」



不法投棄や野外焼却は違法

不法投棄

廃棄物の投棄は、廃棄物処理法第16条で禁止されています。不法投棄の例として、「空き地等への廃棄物の投棄」、「自分の土地であっても廃棄物を埋める行為」などが挙げられます。



野外焼却

廃棄物の焼却は、廃棄物処理法第16条の2で一部例外を除き禁止されています。また、法で定められた構造基準を充たさない焼却炉での焼却も規制の対象となり、一定規模以上の焼却炉の設置には許可や届出が必要です。



不法投棄を見つけた場合は

現場を見かけたら… 発見日時・不法投棄場所・不法投棄された廃棄物の種類、量
不法投棄の日時、場所、行為者が使用していた車両のナンバー、車種、不法投棄された廃棄物の種類、量、行為者の人数、人相、推定年齢、逃走方向
※直接の指導は危険を伴いますので、絶対にやめてください。

通報先 廃棄物対策課

TEL 089-948-6913 FAX 089-934-1928

Mail sanpai@city.matsuyama.ehime.jp

松山市 LINE 公式アカウントからの通報も可能です
友だち追加はこちらから



5年以下の拘禁刑・1千万円以下の罰金刑(法人の場合は3億円以下)またはその両方が科せられます。